

情 報 本 部 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	基本回線専用料	D I H - L K - 2 6 0 8 1	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作 成	令和 8 年 8 月 6 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作 成	情報本部 計画部

1. 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、情報本部が業務を実施するうえで必要となる部外回線の借上（以下、“本回線借上”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書における用語の定義は、表 1 のとおりとする。

表 1—用語及び定義

用語	定義
ベストエフォート	最大通信速度（帯域幅）を上限とした接続サービス
通信帯域	通信事業者が提供する通信回線の容量であり、1 秒あたりに伝送可能な信号量を bit 単位で表したもの。
固定 I P	外部のネットワークと通信をする際に、常に同じ I P アドレスが割り振られるもの。
U N I	User Network Interface の略で、官側設備と通信事業者の接続点（責任分界点）。また、接続点のインタフェース仕様
回線制御装置	外部ネットワークと通信を行うための端末装置

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定する（引用文書の前に※印をもって示す。）もののほかは、入札時又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、本回線借上の履行中に、引用文書に定める法令等に変更があった場合は、その最新版が優先されるものとする。

情報本部における立入禁止場所等に関する達 [平成 20 年情報本部達第 4 号]

秘密保全に関する訓令の解釈及び運用について（通達） [防防調第 4607 号（平成 19 年 4 月 27 日）]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知） [装プ武第 188 号（平成 31 年 1 月 9 日）]

1.3.2 関連文書

関連文書は、次のとおりとする。

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達） [防装庁（事）第 3 号（平成 31 年 1 月 9 日）]

2. 本回線借上に関する要求

2.1 借上回線提供場所

東京都新宿区市谷本村町5-1 情報本部計画部(以下,“計画部”という。)

2.2 本回線借上の範囲等

契約の相手方は,2.3 に示す通信回線を一元的に提供するものとし,官側の指示があった場合は,基地等内の構内回線を使用するものとする。

2.3 回線条件等

契約の相手方が提供する部外回線の条件,規格等については,次の事項を満たすこと。

2.3.1 区間

起点を相手方 NW とし,終点を計画部とすること。

2.3.2 数量

回線本数は1回線とする。

2.3.3 提供インタフェース(UNI)

RJ45(1000BASE-T)を提供すること。

2.3.4 通信帯域条件

最大帯域幅 1Gbps のベストエフォート回線を提供可能なこと。

2.3.5 提供期間

令和8年12月1日～令和9年3月31日までの間とする。なお,回線利用の開始は上記の開始期日とするが,利用の開始期日までに必要な準備(工事や器材設置を含む)を完了すること。

2.3.6 保守

故障受付は利用期間内 24 時間対応が可能なこと。

2.3.7 その他の回線サービス

- a) 固定 IP サービスが提供可能なこと。なお,割り当てられる固定 IP は,契約後速やかに官側へ通知するものとする。
- b) 契約相手方のネットワークを利用・経由し,外部ネットワークと接続可能なこと。

2.4 責任分界点

契約の相手方の負う責任は,契約の相手方が提供する回線制御装置の提供インタフェース(UNI)までとする。

2.5 中継区間等の抗たん性

契約の相手方は,提供する通信回線の多重中継区間においては2方路以上を有し,障害があった場合でも速やかに復旧ができるものとする。

2.6 通信障害通知受付等

契約の相手方は,提供する通信回線に障害が発生した場合の通知を常時受付できる体制をとるものとし,通知があった際は,速やかに通信回線の通信点検を実施するものとする。

3. 品質保証

3.1 試験

契約の相手方は,回線制御装置の提供インタフェース(UNI)から外部ネットワークまで通信が可能であることを確認し,監督官の確認を受けるものとする。

3.2 監督・検査

契約の相手方は,本回線借上の監督及び検査については,支出負担行為担当官の定める監督及び検査実

施要領により、監督及び検査を受けるものとする。

4. その他の指示

4.1 提出書類

4.1.1 提出書類一覧

提出書類一覧は、表 2 による。

表 2—提出書類一覧

名称	媒体	数量	提出時期	提出先	摘要
作業日報	電了 ^{a)} 又は紙	1	各日の作業終了後、速やかに	計画部	様式は、適宜とする。
注 ^{a)} 提出書類を電子媒体で提出する場合は、DVD-Rを基準とし、細部については、官側との調整による。					

4.1.2 作業日報

契約の相手方は、作業を実施した各日毎に件名、作業内容（工数含む）、就労人員及び搬入資材を記載した作業日報を作成し、監督官の確認を得たのち、4.1.1 に基づき提出するものとする。

4.2 情報の保全等

情報の保全等は、次のとおりとする。

- 契約の相手方は、この契約履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の確認なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。
- 契約の相手方は、関連する物件、文書、図面などの保管場所・要領について万全の注意を払わなければならない。
- 契約の相手方は、本回線借上を履行するにあたり、電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器を持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は、事前に**秘密保全に関する訓令の解釈及び運用について（通達）**に定める申請を行い、許可を得るものとする。

4.3 立入禁止場所への立入り

立入禁止場所への立入り等については、次のとおりとする。

- 契約の相手方は、本回線借上の履行にあたり、立入禁止場所への立入りが必要な場合には、事前に**情報本部における立入禁止場所等に関する達**に定める申請を行い、許可を得るものとする。
- 立入禁止場所への立入りの申請を行うにあたっては、秘密保全に対する意識が十分にかん養されている、立入りにふさわしい人物をもって充てるものとする。
- 立入禁止場所の入退室及び作業にあたっては、官側の立会者の統制に従うものとする。
- 官側施設で作業実施する場合、官側施設内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通路など）は、官側規則及び官側関係者の指示を厳守し、作業地域外への立入りを禁止する。やむを得ず当該作業地域外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行う。

4.4 再委託

再委託は、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**別添「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」に基づくものとし、必要な手続きを実施する。

4.5 官側の支援

契約の相手方は、本回線借上を履行するにあたり、次の事項について事前に調整のうえ、無償で官側の支援を受けることができる。

- 現地における官側が保有する電話、電力及び水等の使用
- 現地における本回線借上の履行に必要な官保有器材及び施設等の利用

- c) 現地における本回線借上の履行に必要なデータ及び資料等の提示
- d) その他，支出負担行為担当官等が必要と認めた事項

4.6 仕様書の疑義

この仕様書に疑義が生じた場合は，速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。